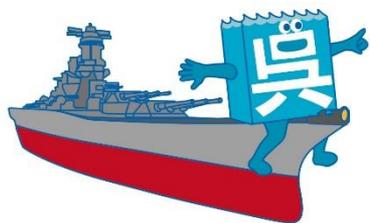


# 成年後見に関する呉市の取組み

人口15万人以上の都市で高齢化率

ちょっと前まで

日本一のまちの取組み



呉市介護保険課

# 自然的特性

## ◎ 豊かな自然環境に恵まれたまち

- 瀬戸内海のほぼ中央部，広島県の南西部に位置し，瀬戸内海に面する陸地部と，倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部とで構成
- 市域面積：352.80km<sup>2</sup>
- 海岸線延長：約300km



# 1 呉市の状況

## (1) 人口の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増減
人口(人)	236,192	233,685	231,815	228,636	225,684	▲ 10,508
高齢者数(人)	76,553	77,529	78,132	78,341	78,087	1,534
高齢化率(%)	32.4	33.2	33.7	34.3	34.6	2.2
75歳以上高齢者数(人)	38,109	38,561	39,794	40,776	41,483	3,374
75歳以上高齢化率(%)	16.1	16.5	17.2	17.8	18.4	2.3

出典：住民基本台帳（各年9月末）

呉市 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

### 【参考】

広島県高齢化率    65歳以上    28.1%  
                             75歳以上    13.9%

全国高齢化率        65歳以上    27.7%  
                             75歳以上    13.8%

(平成29年10月)

## (2) 介護認定状況

	人数(人)	高齢者に占める割合(%)
要支援	4,893	6.3
要介護1・2	4,579	5.9
要介護3以上	4,240	5.4
	13,712	17.6

(平成30年9月末現在)

	認定率(%)
呉市	17.3
広島県	19.3
全国	18.1

(平成29年9月介護保険事業報告)

## (3) 障害者手帳所持者数

療育手帳 2,291人

精神障害者福祉保健手帳 2,364人

(平成30年9月現在)



#### (4) 成年後見等利用者数

369人。人口比0.16% (平成30年10月現在)

【内訳】

後見 285人

保佐 66人

補助 15人

任意後見 3人

\*市民後見人 0人

\*広島県内利用者数 4,952人。人口比0.17%

#### (5) 市長申立件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人福祉法	11	18	20
知的障害者福祉法	0	0	3
精神福祉法	1	1	3
	12	19	26

## (6) 呉市社会福祉協議会 法人後見受任状況

50人

呉市内の後見等利用者数に占める割合13.6%

(平成30年10月現在)

### 【内訳】

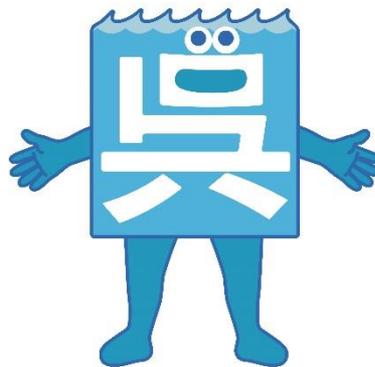
後見	34人
保佐	13人
補助	3人

## (7) 日常生活自立支援事業

契約者数 119人

待機者数 46人

呉市社協  
がんばってます



## 2 中核機関の設置と権利擁護センターについて

### (1) 中核機関設置形態（検討中）

現行の呉市権利擁護センターの機能を強化し、移行することを検討

#### 【強化項目】

- 制度利用促進 → 市長申立以外の受任者調整
- 後見人支援 → 後見人となった者を対象とした相談、助言の機会の拡充

### (2) 設置方法

呉市社会福祉協議会への委託

（H30委託料（人件費を除く事業費。）324万円）

### (3) 呉市権利擁護センター

平成22年度に「呉市権利擁護センター」を  
呉市社会福祉協議会内に開設

#### 【運営委員会委員】

- ・ 広島弁護士会呉地区会
- ・ 広島司法書士会呉支部
- ・ 広島県社会福祉士会
- ・ 中国税理士会呉支部
- ・ 広島県社会保険労務士会呉支部
- ・ 広島県行政書士会
- ・ 呉市医師会
- ・ 呉市地域包括支援センター
- ・ 呉市（高齢者担当課，障害者担当課，保健所，  
生活保護担当課）
- ・ 呉市社会福祉協議会

## 【実施事業】

### ① 広報機能 （啓発・研修活動）

#### ◎市民向け講演会（年1回）

- ・ 成年後見制度や任意後見制度についての  
シンポジウム
- ・ その他，相続，遺言，終活 等

#### ◎第3者後見を行う関係者向け研修会（年1回）

- ・ 後見業務に関わる研修  
→ 死後事務，身上監護，後見事務の進め方
- ・ 支援を行う際の参考知識習得のための研修  
→ 知的障害，精神障害の特徴と対応
- ・ 交流会の開催

◎生活（後見）支援員養成研修

（市民向け，年1回，12時間程度）

\*利用促進機能。担い手の育成・活動の促進にも記載

◎パンフレットの作成，HP，社協だより等



もっとくし

## ②相談機能

### ◎主な相談

- 成年後見制度に関する相談
- 申立てや手続きの支援
- 成年後見人等のサポート

### ◎事業内容

- 担当職員による一般相談  
毎週月～金 9時～17時（祝日を除く。）
- 専門職による相談  
毎月第3木曜日 13時～16時  
\*相談員：運営委員会の各専門職会の会員

### ③制度の利用促進機能

#### ◎受任者調整（マッチング）等の支援

- ・運営委員会の月例開催
  - 市長申立案件の候補者の受任者調整
  - 法人後見の受任審査
  - \* 受任者調整以外の運営委員会審議事項
    - ・研修会，講演会の企画・実施
    - ・困難事例等のケース検討

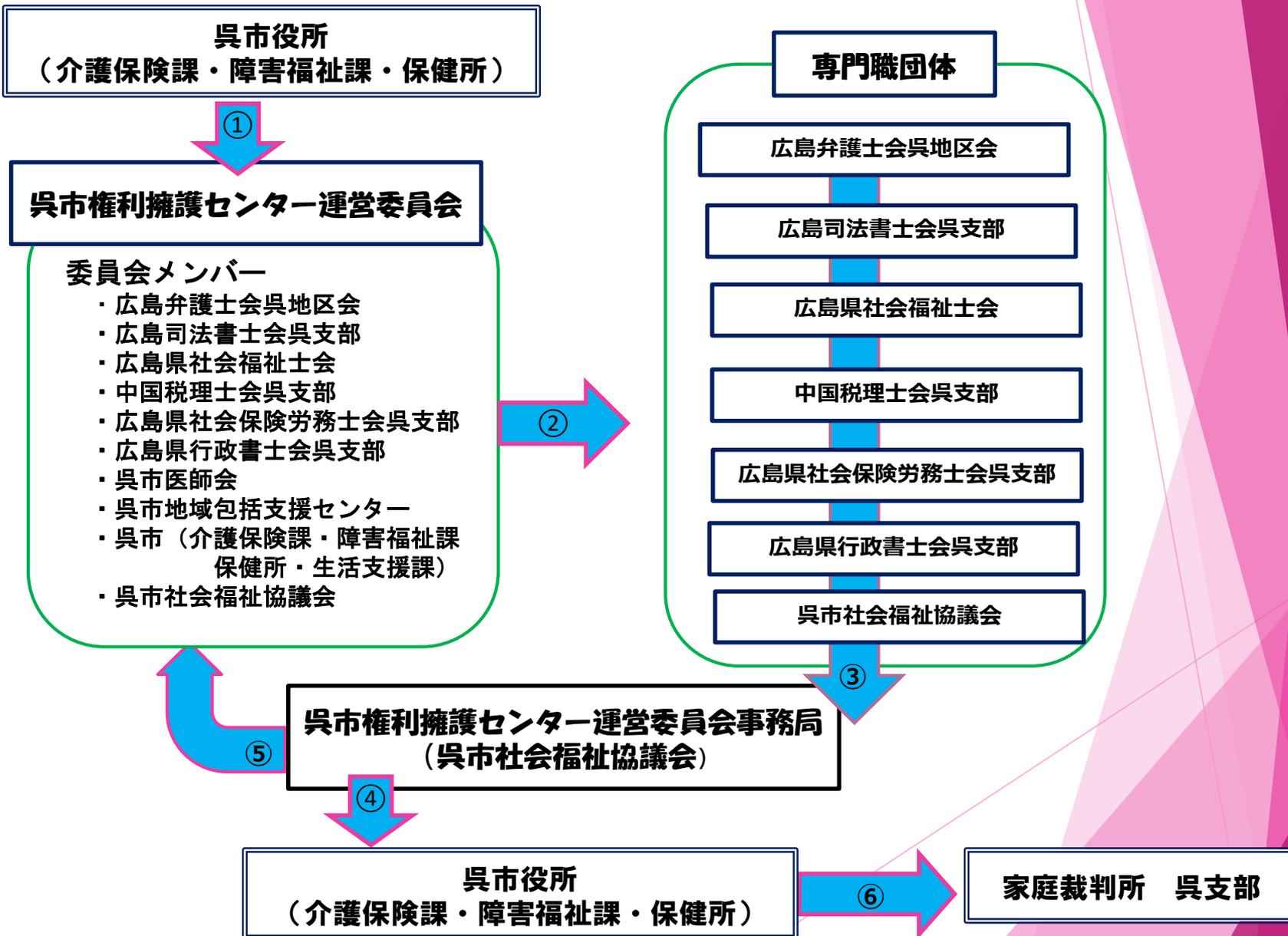
\* 市長申立以外の受任者調整の拡充を検討

#### ◎担い手の育成・活動の促進

- ・生活（後見）支援員養成研修  
（市民向け，年1回，12時間程度）

\* 市民後見人の育成については後述

# 後見候補者指名の流れ



## ④後見人支援機能

◎第3者後見を行う関係者向け研修会（前述）

◎相談会

→ 相談，助言の機会の拡充

◎家庭裁判所との情報共有・連絡調整

・情報交換会を開催

→平成30年度実績。2回

\* 専門的知見が必要と判断された場合，ケース会議等を開催

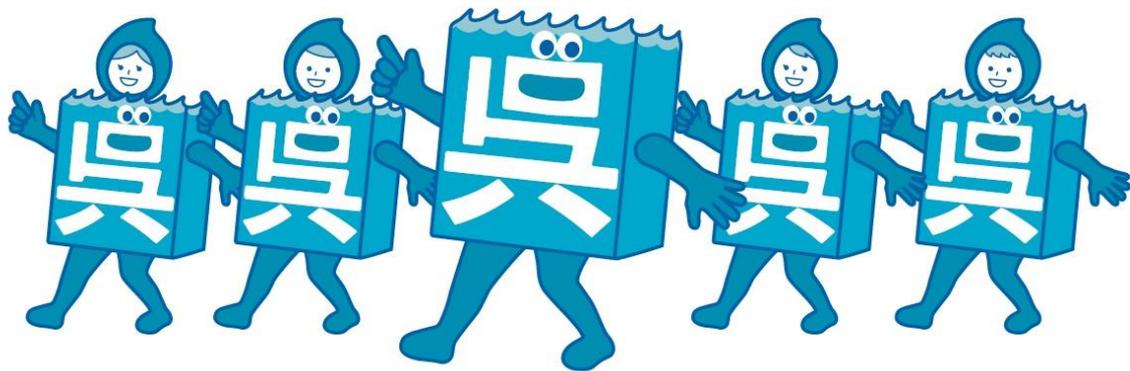
→ 会議への専門職派遣費用を予算化

### 3 地域連携ネットワークについて

◎権利擁護センター運営委員会で専門職団体  
と連携

◎金融機関と意見交換会を開催  
(平成27年度まで。現在休止中)

◎民生委員に高齢者、障害者の巡回相談事業を  
委託



## 4 市民後見人の養成について

### ◎意義

身上監護への期待  
専門職後見人の不足

### ◎課題

①育成が困難

②選任への不安

- ・家裁から選任される割合が低い

- ・単独受任が困難

（後見監督人の選任，社協との複数後見等）

- ・受任後の指導・監督

③事故への対応（養成機関の責任）

## ◎市民後見人に関する呉市の取り組み

担い手の増加

弁護士会，司法書士会，社会福祉士会に加え  
行政書士会，社会保険労務士会，税理士会が  
受任に意欲



直ちに受任者が不足するという状態ではない

しかし↓

法的問題がない場合，身上監護を重視

→社協や社会福祉士が選任されがち

また，市民後見人は社協と共同後見，

あるいは社協が後見監督人に選任される



## 社協の負担が増加

\* 呉市社協は法人後見を約50件受任



### 課題

- 社協の負担軽減
- きめ細かな身上監護
- 市民後見人選任の不安を解消

そこで↓

社協がより法人後見を受任できる方法を検討

→ 法人後見の支援者を，市民後見人の育成より簡易な方法で育成できれば良いのでは

↓  
「福祉サービス利用支援事業（かけはし）」  
（日常生活自立支援事業）の「生活支援員」を  
転用

→ただし，追加研修後

- ↓  
そこで，呉市においては，当面
- 呉市社協の法人後見体制強化を目指す  
→ 市民後見人の育成ではなく，支援員の活用
  - 市民後見人が単独受任できる社会情勢になれば，実績を重ねた支援員を市民後見人に

# 市民後見人へのステップアップ

生活支援員養成研修 修了

ホップ

スキル  
アップ↑↑↑

呉市社協  
「かけはし」生活支援員活動

後見支援員養成研修 修了

ステップ

実績など  
で判断

呉市社協  
法人後見 後見支援員活動

市民後見人 認定・登録

ジャンプ

市民後見人活動



**ご清聴ありがとうございました。**